

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	危険物施設の設置・変更の許可(特定屋外タンク貯蔵所等の本体の部分に係るものを除く。)	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、危険物施設の設置及び変更の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	消防法(昭和23年法律第186号)	
条 項	第11条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	2週間
判断基準	<p>消防法第11条第1項に該当する者の申請で、同第10条第4項に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ掲載 消防法 第10条 第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>第11条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。</p> <p>一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長</p> <p>二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事</p> <p>三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長</p> <p>四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣)</p> <p>第2項 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p> <p>危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号) 第3章 製造所等の位置、構造及び設備の基準 第1節 製造所の位置、構造及び設備の基準 第9条 製造所の基準 ① 製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準 ② 高引火点危険物の製造所(基準の特例) ③ アルキルアルミニウム等の製造所(超える特例) 第2節 貯蔵所の位置、構造及び設備の基準 第10条 屋内貯蔵所の基準 ① 屋内貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準 ② 平屋建て以外の屋内貯蔵所(第2類又は第4類(引火性固体及び引火点70度未満の第4類を除く。))のみ)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

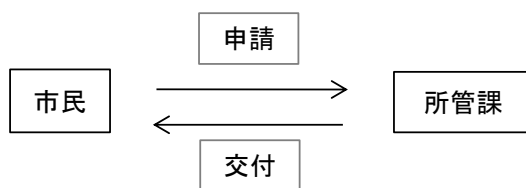
- ③ 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所(指定数量の倍数20以下のもの)
- ④ 特定屋内貯蔵所(指定数量の倍数50以下・基準の特例)
- ⑤ 高引火点危険物の屋内貯蔵所(基準の特例)
- ⑥ アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所(超える特例)
- 第11条 屋外タンク貯蔵所の基準
- ① 屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 浮き蓋付特定屋外貯蔵タンク
- ③ 高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所(基準の特例)
- ④ アルキルアルミニウム等の屋外タンク貯蔵所(超える特例)
- ⑤ 岩盤タンク又は特殊液体危険物タンクに係る屋外タンク貯蔵所(基準の特例)
- ⑥ 水張試験等の特例
- ⑦ 特別防災区域の特定屋外タンク貯蔵所に係る経過規定
- 第12条 屋内タンク貯蔵所の基準
- ① 屋内タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 平屋建以外の建築物に設けられたタンク専用室の屋内タンク貯蔵所(引火点40度以上の第4類のみ)
- ③ アルキルアルミニウム等の屋内タンク貯蔵所(超える特例)
- 第13条 地下タンク貯蔵所の基準
- ① 地下タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 二重殻タンクの地下タンク貯蔵所
- ③ 漏れ防止構造の地下タンク貯蔵所
- ④ アルキルアルミニウム等の地下タンク貯蔵所(超える特例)
- 第14条 簡易タンク貯蔵所の基準
- ① 簡易タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- 第15条 移動タンク貯蔵所の基準
- ① 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 積載式移動タンク貯蔵所(基準の特例)
- ③ 航空機又は船舶用の給油設備を備えた移動タンク貯蔵所(基準の特例)
- ④ アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所(超える特例)
- ⑤ 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所(基準の特例)
- 第16条 屋外貯蔵所の基準
- ① 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準
- ③ 高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所(基準の特例)
- ④ 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点21度未満のものに限る。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所(超える特例)
- 第17条 給油取扱所の基準
- ① 屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 屋内給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ③ 航空機、船舶、鉄道、圧縮天然ガス等、水素、自家用の給油取扱所(基準の特例)
- ④ メタノール等の給油取扱所(超える特例)
- ⑤ 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所(超える特例)
- 第18条 販売取扱所の基準
- ① 第一種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 第二種販売取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- 第18条の2 移送取扱所の基準
- ① 移送取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- ② 過酸化水素等の移送取扱所(基準の特例)
- 第19条 一般取扱所の基準
- ① 一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について第9条第1項の規定の準用
- ② 吹付塗装、洗浄、焼入れ、消費、注入、詰め替え、油圧・潤滑油循環装置、切削・研削装置、熱媒体油循環装置、蓄電池設備の一般取扱所(基準の特例)
- ③ 高引火点危険物のみ的一般取扱所(基準の特例)
- ④ アルキルアルミニウム等的一般取扱所(超える特例)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

2週間



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。